

I 改正建設業法の施行（解体工事業の追加）

1 解体工事業の追加（28→29業種）

(1) 建設業法の一部改正について

平成 26 年 6 月 4 日の建設業法等の一部を改正する法律により、業種区分の見直しを行い、新たに「解体工事業」を新設しました。

参考：平成 26 年 6 月 4 日建設業法改正の概要（国土交通省作成資料）

●建設業法等の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 4 日公布） 建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）
・浄化槽法・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

背景

○近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化により、ダンピング受注や下請企業へのしわ寄せが発生。 → 離職者の増加、若年入職者の減少等による将来の工事の担い手不足等が懸念

○維持更新時代の到来に伴い解体工事等の施工実態に変化が発生。 → 維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保が急務

建設工事の適正な施工とその担い手の確保が喫緊の課題

概要

ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保

①ダンピング防止を公共工事の入札契約適正化の柱として追加【入契法】 → 見積能力のない業者が最低制限価格で入札するような事態を排除

②公共工事の入札の際の入札金額の内訳の提出を義務付け、発注者はそれを適切に確認【入契法】 → 談合の防止

③建設業者及びその団体による担い手確保・育成並びに国土交通大臣による支援の責務を明記【建設業法】 → 手抜き工事や下請へのしわ寄せを防止

→ 業界による自主的な取組を促進することにより、建設工事の担い手の確保・育成を推進

維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保

④建設業の許可に係る業種区分を約40年ぶりに見直し、解体工事業を新設【建設業法】 → 解体工事について、事故を防ぎ、工事の質を確保するため、必要な実務経験や資格のある技術者を配置

⑤公共工事における施工体制台帳の作成・提出義務を小規模工事にも拡大（下請金額による下限を撤廃）【入契法】 → 維持修繕等の小規模工事も含め、施工体制の把握を徹底することにより、手抜き工事や不当な中間搾取を防止

⑥建設業許可に係る暴力団排除条項を整備するとともに、受注者が暴力団員等と判明した場合に公共発注者から許可行政庁への通報を義務付け【建設業法】【入契法】 ※許可が不要な浄化槽工事業・解体工事業の登録についても暴力団排除条項を整備【浄化槽法】【建設リサイクル法】 → 建設業・公共工事からの暴力団排除を徹底

その他、許可申請書の閲覧制度について個人情報を含む書類を除外する等、必要な改正を措置

(※)公共工事の品質確保の促進に関する法律

品確法(※)改正等の入札契約制度の改革と一体となって、現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工とその担い手の確保を実現

経緯	<ul style="list-style-type: none"> 4/4 参議院本会議可決（全会一致） 5/29 衆議院本会議可決（全会一致） 6/4 公布 	施行日	<ul style="list-style-type: none"> 公布の日（H26.6.4）に施行（③） H26.9.20に施行（①） H27.4.1に施行（②⑤⑥⑦） H28.6.1に施行予定（④）
-----------	---	------------	--

このうち、解体工事業の新設については、平成28年6月1日に施行することになりました。

平成 28 年 5 月 31 日以前	一式業種 2（土木、建築）	→	平成 28 年 6 月 1 日以降	一式業種 2（土木、建築）
	専門業種 26			専門業種 27（解体工事業を含む）
	合計 28業種			合計 29業種

(2) 「解体工事業」を新設する背景

解体工事を取り巻く環境が変化したこと（重大な公衆災害の発生、環境等への配慮、建築物等の老朽化による需要増 等）により、工事の施工において、事故を防ぎ、工事の質を確保する必要が生じてきました。

そこで、解体工事においても「施工能力を有する建設業者への発注」、「疎漏工事・公衆災害の防止」、「専門工事業の地位安定、技術の向上」の必要性を認め、建設業の

許可に係る業種区分を約 40 年ぶりに見直し、必要な実務経験や資格のある技術者を配置することを目的に、新たな専門業種として「解体工事業」を新設しました。

参考：国土交通省の業種区分見直しの基本的考え方

業種区分の見直しの基本的な考え方

(前提条件) 規制の強化等の影響や社会的負担の増加と比較考量しても、社会的課題の解決又は疎漏工事のリスク低減など適正な施工の確保に顕著な効果が見込まれること

業種区分の新設にあたっては更に

- ・当該工事に必要な技術が専門化しており、また、対応する技術者資格等が設定できること
- ・現在、ある程度の市場規模があり、今後とも工事量の増加が見込まれること

が必要である。また、商慣行等の秩序を乱す恐れもあるため、業界内での意見調整、準備の熟度が高まっていることが必要。

建設業者団体等からの要望について検討

業種区分の見直しの方針

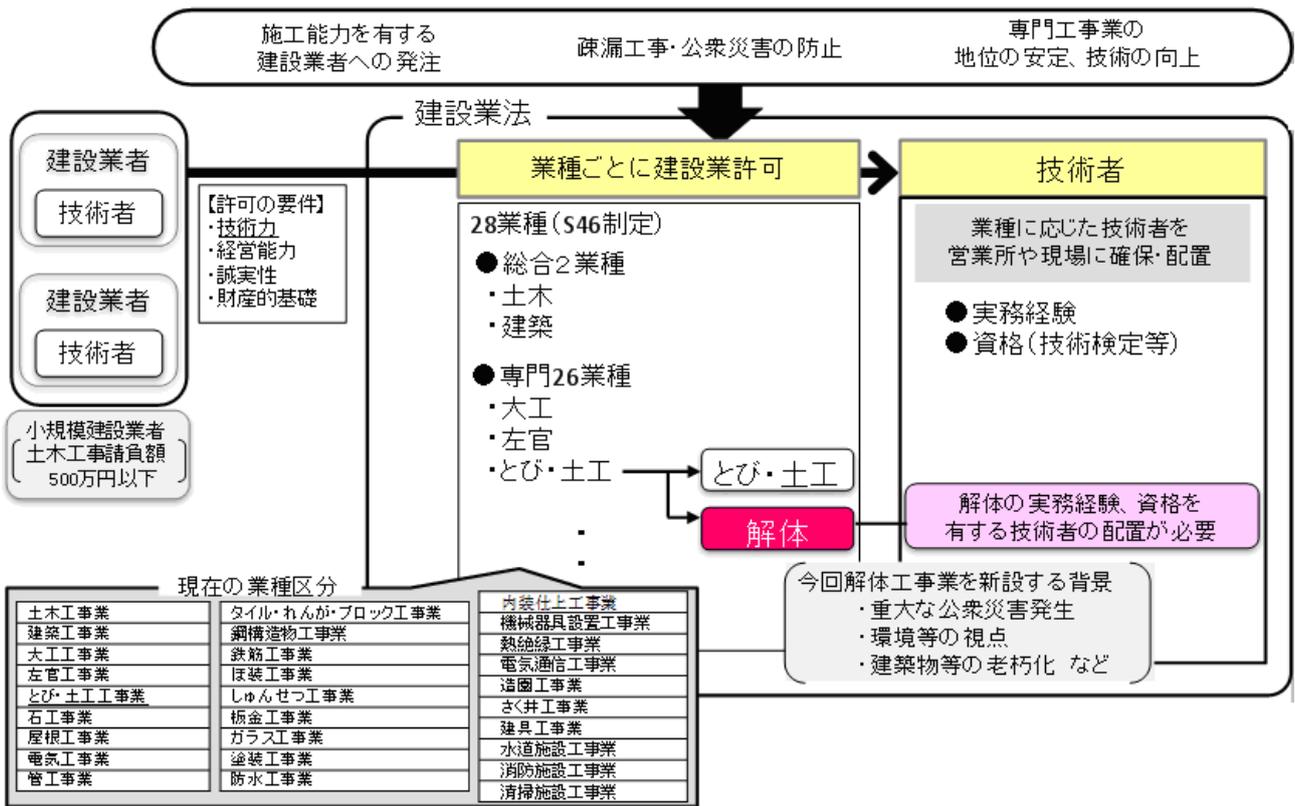
1. 解体工事について

現在、施工管理の不備等による事故が発生している等の状況に鑑み、可能な限り早期に「解体工事」について、業種区分を新設（とび・土工・コンクリート工事からの分離独立）

2. 建設工事の内容、例示、区分の考え方について

建設業者団体等を通じて確認された施工実態や取引実態の変化等の現状を鑑み、早期に告示、ガイドラインの一部を改正

⇒施工実態や取引実態の変化、施工技术の進歩等を速やかに反映する必要があるため、今後も機動的に見直しを行うべき



(3) 「解体工事業」の内容、区分、例示の考え方について

建設工事の種類 (建設業法別表 第一の上欄)	建設工事の内容 (昭和47年3月8日建設省告 示第350号)	建設工事の例示 (平成15年4月3日 建設業許可事務 ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (平成14年4月3日建設業許可事務ガイドライン)
とび・土工・コン クリート工事	イ)足場の組立て、機械器具 ・建設資材等の重量物の運 搬配置、鉄骨等の組立て、 工 作物の解体 ※等を行う工事 ロ)～ハ) (略)	イ)とび工事、ひき 工事、足場等仮設 工事、重量物の揚 重運搬配置工事、 鉄骨組立て工事、 コンクリートブロッ ク据付け工事、 工 作物解体工事 ※ ロ)～ハ) (略)	(略)
解体工事 ※	工作物の解体を行う工事 ※	工作物解体工事 ※	● それぞれの専門工事において建設される目的物に ついて、そのみを解体する工事は各専門工事に 該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木 工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木 一式工事や建築一式工事に該当する。*

※ 平成28年6月1日から施行。

とび・土工・コンクリート工事に含めていた解体工事を「工作物の解体を行う工事」として業種を分離する

解体工事業で行うことができるのは、施工管理を要しない家屋の解体等の請負工事である(国QAより)

※施工管理：工作物の建設、解体等に当たり実施する総合的な企画、指導、調整

建築一式工事	解体工事	各専門工事
ビルの建て替え工事 古いビルの解体工事と、 同じ敷地内に新たにビルを 建設する工事を一体で 請け負う工事	家屋等の解体工事 家屋等の工作物を 解体する工事	信号機の解体工事 元請が信号機のみを 解体する工事。 →電気工事に該当
		
 注意：建築一式工事だけの許可しか有しない建設業者は このような解体工事を行うことはできない(国の解釈)。		

つまり、法の施行に伴い、解体工事については次の業者が施工できることとなります。

500万円未満の解体工事：建設リサイクル法に基づく登録業者（建設業を営む者）または解体工事の内容に適した許可（解体工事業を含む）を有する建設業者が実施

500万円以上の解体工事：解体工事の内容に適した許可（解体工事業を含む）を有する建設業者が実施

なお、「解体工事業」の新設に伴い、国土交通省は、建設工事の区分の考え方を示した建設業許可事務ガイドラインを前項のとおり改正しました。

(4) 業種追加の手続き

解体工事業の許可の取得を追加で希望する建設業者は、「解体工事業」許可を「業種追加」申請（または「般・特新規」申請）することが必要となります。

申請に伴う手数料は以下のとおりです。

業種追加（例：一般建設業許可保有者が一般の解体工事業許可を追加）……5万円

般・特新規（例：特定建設業許可のみ許可を保有している者が一般の解体工事業許可を追加）……9万円

2 解体工事業の技術者要件

(1) 監理技術者の資格等

次のいずれかの資格を有する者

- ア 一級土木施工管理技士（平成 27 年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験 1 年以上又は登録解体工事講習の受講が必要）
- イ 一級建築施工管理技士（平成 27 年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験 1 年以上又は登録解体工事講習の受講が必要）
- ウ 技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設）、当面の間解体工事に関する実務経験 1 年以上又は登録解体工事講習の受講が必要）
- エ 主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として 4,500 万円以上の解体工事に関し 2 年以上の指導監督的な実務経験を有する者

(2) 主任技術者

次のいずれかの資格を有する者

- ア 監理技術者の資格のいずれか
- イ 2級土木施工管理技士（土木に限る、平成 27 年度までの合格者に対しては解体工事に関する実務経験 1 年以上又は登録解体工事講習の受講が必要）
- ウ 2級建築施工管理技士（建築又は躯体に限る、平成 27 年度までの合格者に対しては解体工事に関する実務経験 1 年以上又は登録解体工事講習の受講が必要）
- エ とび技能士（1 級）
- オ とび技能士（2 級、合格後、解体工事に関し 3 年以上の実務経験を有する者）
- カ 登録解体工事試験
- キ 大卒（指定学科）3 年以上、高卒（指定学科）5 年以上、その他 10 年以上の実務経験（指定学科とは土木工学又は建築学に関する学科）
- ク 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者
- ケ 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者
- コ とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者
- ~~カ とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者~~
- シ とび・土工工事業の主任技術者（平成 28 年 5 月 31 日現在既存の者、平成 33 年 3 月 31 日までの間に限る。）

※平成 33 年 3 月 31 日までの間は、とび・土工工事業の技術者（平成 28 年 5 月 31 日現在既存の者に限る。）も解体工事業の技術者とみなし、営業所の専任技術者としての配置や、建設現場の現場技術者としての配置を可能とします。

なお、平成 33 年 3 月 31 日までに解体工事業の業種追加を行うに当たり、5 ページの資格を有する者が営業所の専任技術者に就任するためには、次の書類が必要となります。

資格等	(2)一工 (2)一カ	(1)一ア、(1)一イ、 (1)一ウ、(2)一イ、 (2)一ウ	(2)一オ	(2)一ク、(2)一ケ、 (2)一コ、 (2)一サ	(2)一キ	(2)一シ
資格等に係る 証明書類	(2)一工：資格者証 (2)一カ：合格者証	資格者証	資格者証及び3 年間以上の実務 経験を証明する 書類	7 ページの表を参照	10 年間(指定学 科卒業の場合は 3 年又は5年) 以上の解体工事 の実務経験を証 明する書類	現在の許可におい て主任技術者であ ることを証明した 書類の写し(実務経 験証明書写しなど)

また、平成 33 年 4 月 1 日以降も引き続き解体工事業の主任技術者資格を有するためには次の対応が必要となります。

資格等	(2)一工 (2)一カ	(1)一ア、(1)一イ、 (1)一ウ、(2)一イ、 (2)一ウ	(2)一オ	(2)一ク、(2)一ケ、 (2)一コ、 (2)一サ	(2)一キ	(2)一シ
H33.3.31 以 降主任技術者 資格を継続す るために必要 な措置	不要	H33.3.31 以前 に解体工事に関 する 1 年以上の 実務経験または 登録解体工事講 習の受講	不要	不要	不要	新たな解体工事業 に関する主任技術 者資格

平成 33 年 3 月 31 日までに必要な措置を行わない場合、平成 33 年 4 月 1 日以降解体工事業の許可は取消しになります。

5 ページ(2)一ク～サの主任技術者資格証明に必要な書類

	証明する資格	必要年数	必要書類
(2)一ク	土木工事業、解体工事業の実務経験	12 年 以上	過去の実務経験証明書の写し 過去の許可申請書（控）添付 資料の写 新たに作成する実務経験証明 書及び証明資料
	上記のうちの解体工事業の実務経験	8 年 以上	新たに作成する実務経験証明 書及び証明資料 （過去の実務経験証明書記載 工事は証明資料不要）
(2)一ケ	建築工事業、解体工事業の実務経験	12 年 以上	過去の実務経験証明書の写し 過去の許可申請書（控）添付 資料の写 新たに作成する実務経験証明 書及び証明資料
	上記のうちの解体工事業の実務経験	8 年 以上	新たに作成する実務経験証明 書及び証明資料 （過去の実務経験証明書記載 工事は証明資料不要）
(2)一コ	とび・土工工事業及び解体工事業の 実務経験	12 年 以上	過去の実務経験証明書の写し 過去の許可申請書（控）添付 資料の写 新たに作成する実務経験証明 書及び証明資料
	上記のうちの解体工事業の実務経験	8 年 以上	新たに作成する実務経験証明 書及び証明資料 （過去の実務経験証明書記載 工事は証明資料不要）
(2)一サ	とび・土工工事業及び解体工事業の 実務経験	12 年	過去の実務経験証明書の写し 過去の許可申請書（控）添付 資料の写 新たに作成する実務経験証明 書及び証明資料
	上記のうちのとび・土工工事業の実 務経験	8 年 以上	新たに作成する実務経験証明 書及び証明資料 （過去の実務経験証明書記載 工事は証明資料不要）

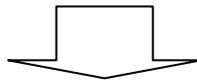
(参考) 平成27年度以前資格取得者に関する注意点

(例1) 平成27年度までに合格した1級建築施工管理技士の場合

平成33年3月31日まで	平成33年4月1日以降
解体工事業の技術者とみなす	解体工事業の技術者ではない →解体工事に関し1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していれば、解体工事業の技術者となる

(例2) 平成27年度までに合格した2級土木施工管理技士(薬液注入)の場合

平成33年3月31日まで	平成33年4月1日以降
解体工事業の技術者とみなす	解体工事業の技術者ではない



(例2) のように平成33年3月31日以降に解体工事業の主任技術者ではなくなる資格等

建設機械施工管理技士(1級、2級(第1~6種))、二級土木施工管理技士(薬液注入)、技術士(建設・総合技術管理、農業「農業土木」等)、技能検定(型枠施工)、地すべり防止工事(民間資格)、とび・土工工事に関する10年実務経験 等

3 解体工事業の新設に伴う法律上の経過措置

(1) とび・土工工事業に関する特例

施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き3年間（平成31年5月31日まで）は、解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能です（平成31年6月1日以降は、解体工事業の許可が必要です。）。

また、この措置は、法施行以前にとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んできた業者に対して適用するものであり、法施行後に新たにとび・土工工事業の許可を取得する業者に対しては適用されません。

とび・土工工事業から解体工事業に許可を切り替える場合は、解体工事業の業種追加を行った後に、とび・土工工事業の一部廃業を行うものとします。

(2) 経營業務管理責任者の経歴

施行日前のとび・土工工事業にかかる経營業務管理責任者としての経歴は、解体工事業に係る経營業務管理責任者の経歴とみなします。

解体工事業の業種追加申請等を行うにあたり、法施行日前のとび・土工工事業について、5年以上の経営経験を有する場合（とび・土工工事業について、建設業法第7条第1号イ該当であると既に認められている場合）、過去の許可申請書の原本提示を行えば可とします。（必要箇所は建設業許可の手びき172頁参照、この措置は法施行後の経過措置期間終了後も継続して実施します。）

また、経營業務の管理責任者証明書（申請書様式第7号）の記載は、「とび・土工工事業」の「イ」該当で行います。

(3) 工事経歴書（様式第2号）及び直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号）の作成（許可申請及び決算終了後の変更届について）

許可申請及び決算終了後の変更届については、事業者負担等を考慮し、許可申請書及び決算終了後の変更届に添付する工事経歴書について、法施行以前に契約した工事については、とび・土工工事と解体工事とを分けて記載することを求めません。

ただし、解体工事業について経営事項審査を受審する場合は、直前決算期のとび・土工工事の完成工事高を、とび・土工工事と解体工事とに振り分けて、工事経歴書（様式第2号）及び直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号）を新たに作成しなければなりません（この場合、決算終了後の変更届の修正は求めず、経営事項審査の審査時にとび・土工工事(旧)をとび・土工工事(新)と解体工事に切り分けた工事経歴書及び直前3年の各事業年度における工事施工金額を提出します。）

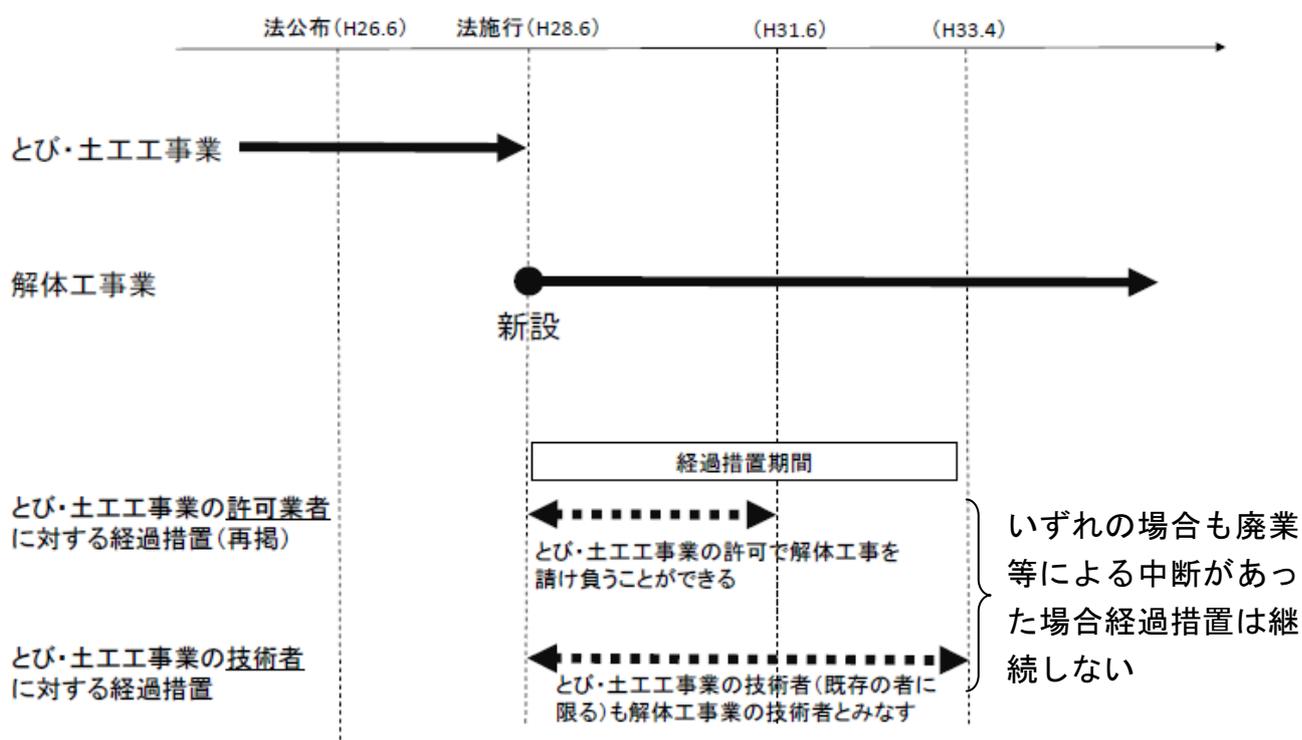
施行日以降に契約した解体工事については、経過措置規定に基づき、とび・土工工事業の許可で解体工事業を営む場合はその他工事として、許可申請時及び許可取得後の決算終了後の変更届は解体工事業に計上して提出します。

(4) 営業所の専任技術者及び配置技術者（再掲）

平成 33 年 3 月 31 日までの間は、とび・土工事業の技術者（平成 28 年 5 月 31 日現在既存の者に限る。）も解体工事業の技術者とみなし、営業所の専任技術者としての配置や、建設現場の現場技術者としての配置を可能とします。

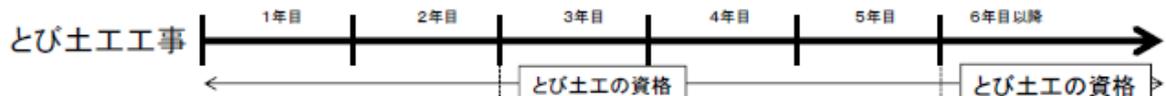
なお平成 33 年 4 月 1 日以降は解体工事業の監理技術者、主任技術者たる技術者になるために実務経験等が必要です。このため、平成 33 年 4 月 1 日以降に要件を満たす技術者が営業所の専任技術者に配置できなければ、解体工事業に関して営業所の専任技術者不在に基づく許可取り消しの対象となります。

（参考）解体工事業の業種追加に伴う経過措置

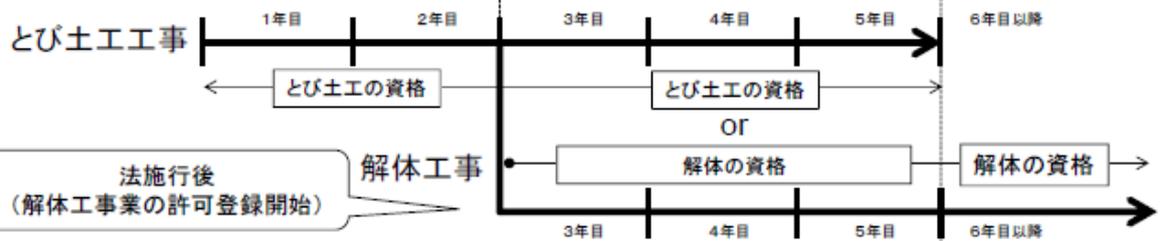


- ◆5年目までは、とび土工の資格(許可)をもって解体工事を請け負うことができる。
- ◆6年目以降にとび土工工事と解体工事の両方を継続する場合は、両方の許可及び資格が必要。

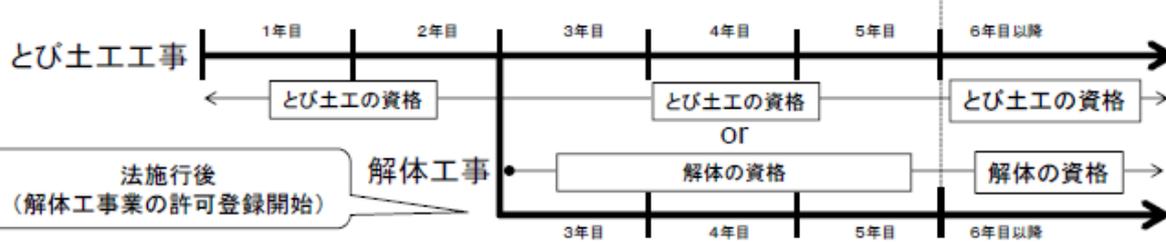
とび土工工事のみ継続する場合



解体工事のみ継続する場合



とび土工工事及び解体工事の両方を継続する場合



⑤ 営業所の専任技術者等の実務経験

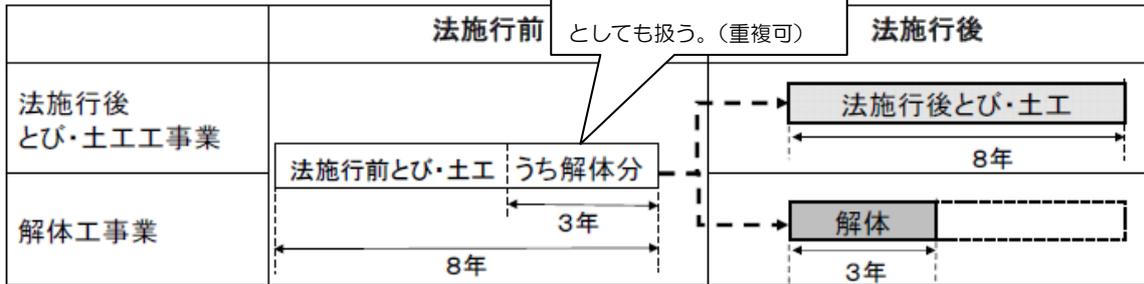
専任技術者の資格要件を実務経験で証明する場合、複数の業種を申請するときは経験期間の重複は認めていませんが、法施行前のとび・土工工事の実務経験を使用して解体工事業の許可を取得する場合、例外的に期間の重複を認めます。

また、例えば専ら解体工事に従事した実務経験をもって法施行前のとび・土工工事の専任技術者の資格を証明していた場合、解体工事業の許可申請にあたり、当該実務経験を重複して利用することを認めます。従前のとび・土工工事にかかる実務経験証明書(様式第9号)の内容を転記し、確認書類として様式第8号、様式第9号の写しを提出(原本提示)してください(法施行後のとび・土工工事及び解体工事業の実務経験について、同様の措置は実施しません。)。

必要な実務経験があることについて、過去にいずれの許可行政庁からも認定を受けていない場合、従前の取扱いと同様、契約書等の写しを提出(原本提示)することにより、実務経験の確認を行います(建設業の手びき176頁参照)。

- ◆新とび・土工工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の全ての実務経験年数とする。
- ◆解体工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の実務経験年数のうち解体工事に係る実務経験年数※とする。

法施行前、法施行後の実務経験の算出例



※解体工事の実務経験年数の算出については、請負契約書で工期を確認し、解体工事の実務経験年数とする。その際、1つの契約書で解体工事以外の工事もあわせて請け負っているものについては、当該契約の工期を解体工事の実務経験年数とする。

(注意)実務経験のみで技術者となる場合は、技術者要件を満たす実務経験年数が必要。

過去に認められた実務経験証明書の転記例

様式第九号（第三関係）
実務経験証明書（用紙A4）

下記の者は、とび・土工 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。
平成 25 年 7 月 1 日

証 明 者 _____ 印
被証明者との関係 _____

技 術 者 の 氏 名	生 年 月 日	法施行前のとび・土工工事	年 月 から
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称		の経験（解体工事に限る）	年 月 まで
職 名	実 務 経 験 の 内 容	実 務 経 験 年 数	
事業主	A邸解体工事（他30件）	17 年 1 月から 17 年 12 月まで	

様式第九号（第三関係）
実務経験証明書（用紙A4）

下記の者は、解体 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。
平成 28 年 6 月 1 日

証 明 者 _____ 印
被証明者との関係 _____

技 術 者 の 氏 名	生 年 月 日	期間も同様に転記する	年 月 から
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称		同じ工事を転記	年 月 まで
職 名	実 務 経 験 の 内 容	実 務 経 験 年 数	
事業主	A邸解体工事（他30件）	17 年 1 月から 17 年 12 月まで	

この部分は「解体工事」に書き換え

4 解体工事業を業種追加する場合の工事経歴書等の記入方法

解体工事業の業種追加を行う場合は、解体工事の実績について「解体工事業」の工事経歴書（様式第2号）を作成し、完成工事高を記載します。また、直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号）については、解体工事業の業種追加に伴い完成工事高が変更となる業種（通常は「とび・土工事業」のみ）を併せて記載してください。

なお、工事経歴書は、業種追加する業種のみを提出してください。

（作成例）

修正前の工事経歴書（とび・土工 解体工事を含む）

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）

工事経歴書

(建設工事の種類)		とび・土工（前） 工事（税込・税抜）		配置技術者			請負代金の額		工期		
注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	氏名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所には印を記載）		千円	千円	着工年月	完成又は完成予定年月
						主任技術者	監理技術者				
磐田建設	下請		名波工場解体工事	静岡県 磐田市	西部 洋平	レ		47,000		平成 27 年 2 月	平成 27 年 12 月
磐田建設	下請		藤田技研工業外壁工事	静岡県 御前崎市	大前 元紀	レ		23,000		平成 27 年 3 月	平成 27 年 8 月
磐田建設	下請		田中港護岸改修工事	静岡県 牧之原市	本田 拓也	レ		3,000		平成 27 年 2 月	平成 27 年 3 月
磐田建設	下請		鳥栖川河川改修護岸改修工事	静岡県 静岡市葵区	村田 和哉	レ		2,500		平成 27 年 6 月	平成 27 年 9 月
磐田建設	下請		市道長居吹田線道路改修工事	静岡県 沼津市	本田 拓也	レ		2,300		平成 27 年 8 月	平成 27 年 12 月
甲府不動産	元請		O氏宅解体工事	静岡県 静岡市葵区	金子 翔太	レ		1,200		平成 27 年 12 月	平成 27 年 12 月
湘南不動産	元請		K氏宅解体工事	静岡県 静岡市葵区	本田 拓也	レ		1,200		平成 27 年 1 月	平成 27 年 1 月
甲府不動産	下請		Y氏宅解体工事	静岡県 静岡市駿河区	村田 和哉	レ		1,100		平成 27 年 5 月	平成 27 年 5 月
甲府不動産	元請		O氏宅解体工事	静岡県 静岡市葵区	大前 元紀	レ		1,050		平成 27 年 2 月	平成 27 年 2 月

とび・土工工事業の工事経歴書の中から解体工事を抽出して、解体工事業の工事経歴書を作成する。

解体工事抽出後の工事経歴書→これを業種追加許可申請書に添付して提出する

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）

工事経歴書

(建設工事の種類)		解体 工事（税込・税抜）		配置技術者			請負代金の額		工期		
注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	氏名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所には印を記載）		千円	千円	着工年月	完成又は完成予定年月
						主任技術者	監理技術者				
磐田建設	下請		名波工場解体工事	静岡県 磐田市	西部 洋平	レ		47,000		平成 27 年 2 月	平成 27 年 12 月
甲府不動産	元請		O氏宅解体工事	静岡県 静岡市葵区	金子 翔太	レ		1,200		平成 27 年 12 月	平成 27 年 12 月
湘南不動産	元請		K氏宅解体工事	静岡県 静岡市葵区	本田 拓也	レ		1,200		平成 27 年 1 月	平成 27 年 1 月
甲府不動産	下請		Y氏宅解体工事	静岡県 静岡市駿河区	村田 和哉	レ		1,100		平成 27 年 5 月	平成 27 年 5 月
甲府不動産	元請		O氏宅解体工事	静岡県 静岡市葵区	大前 元紀	レ		1,050		平成 27 年 2 月	平成 27 年 2 月

工事経歴書修正前の直前3年の各事業年度における工事施工金額

(修正前)

(修正後)

業種追加申請の段階で、解体工事の振り分けを行わない業種は、記載の必要がありません

解体工事業と、解体工事を除外することにより完成工事高の変動がある業種（とび・土工）を記入してください。

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事		事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事	
			土木一式 工事	とび・土工 工事				とび・土工 工事	解体 工事
第 32 期 平成 25 年 1 月 1 日 から 平成 25 年 12 月 31 日 まで	元請	公共	0	0	第 32 期 平成 25 年 1 月 1 日 から 平成 25 年 12 月 31 日 まで	元請	公共	0	0
		民間	0	7,200			民間	7,200	0
	下請		0	18,950	下請		0	18,950	0
	計		0	26,150	計		0	26,150	0
第 33 期 平成 26 年 1 月 1 日 から 平成 26 年 12 月 31 日 まで	元請	公共	0	0	第 33 期 平成 26 年 1 月 1 日 から 平成 26 年 12 月 31 日 まで	元請	公共	0	0
		民間	0	4,200			民間	4,200	0
	下請		0	62,100	下請		0	62,100	0
	計		0	66,300	計		0	66,300	0
第 34 期 平成 27 年 1 月 1 日 から 平成 27 年 12 月 31 日 まで	元請	公共	0	0	第 34 期 平成 27 年 1 月 1 日 から 平成 27 年 12 月 31 日 まで	元請	公共	0	0
		民間	0	3,450			民間	0	3,450
	下請		0	78,900	下請		30,800	48,100	
	計		0	82,350	計		30,800	51,550	

修正前のとび・土工完成工事高を、とび・土工工事と解体工事に分割してそれぞれ記載します。
 (修正は直前期のみに限ります。)

解体工事業追加に伴う有資格コード一覧 1

別表(二) 有資格コード一覧(一般建設業) 1/2

「1」…法第7条第2号イ該当(指定学科卒業後、一定期間以上の実務経験)

「4」…法第7条第2号ロ該当(10年以上の実務経験)

「7」…法第7条第2号ハ該当(国家資格取得者等)

附則第4条のコード(数字+アルファベット)の資格は、平成33年3月31日まで解体工事業の技術者とみなす資格です。

コード	資格区分	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	団	井	具	水	消	清	解	
01	法第7条第2号イ 該当(指定学科卒業+実務経験)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
0A	法第7条第2号イ 該当(指定学科卒業+実務経験)(事務管理用)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
02	法第7条第2号ロ 該当(10年の実務経験)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
0B	法第7条第2号ロ 該当(10年の実務経験)(事務管理用)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
11	1級建設機械施工技士	7												7																	
1A	1級建設機械施工技士(附則第4条該当)	7												7																7	
12	2級建設機械施工技士(第1種~第6種)	7												7																	
1B	2級建設機械施工技士(第1種~第6種)(附則第4条該当)	7												7																7	
13	1級土木施工管理技士	7												7	7												7			7	
1C	1級土木施工管理技士(附則第4条該当)	7												7	7												7			7	
14	2級土木施工管理技士	土	木	7										7	7												7			7	
1D		土木(附則第4条該当)	7											7	7												7			7	
1E		鋼構造物塗装																		7											
1F		薬液注入																			7										
20	1級建築施工管理技士	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
2A	1級建築施工管理技士(附則第4条該当)	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
21	2級建築施工管理技士	建	築	7																										7	
22		躯体	7	7										7	7	7														7	
2B		躯体(附則第4条該当)	7	7										7	7	7														7	
23	仕上げ	7	7											7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
27	1級電気工事施工管理技士																														
28	2級電気工事施工管理技士																														
29	1級管工事施工管理技士																														
30	2級管工事施工管理技士																														
33	1級造園施工管理技士																														
34	2級造園施工管理技士																														
37	1級建築士	7	7																												
38	2級建築士	7	7																												
39	木造建築士	7																													
41	建設・総合技術監理(建設)	7																													
4A	建設・総合技術監理(建設)(附則第4条該当)	7																													
42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	7																													
4B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)(附則第4条該当)	7																													
43	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	7																													
4C	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)(附則第4条該当)	7																													
44	電気電子・総合技術監理(電気電子)																														
45	機械・総合技術監理(機械)																														
46	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体力学」又は「熱工学」)																														
47	上下水道・総合技術監理(上下水道)																														
48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)																														
49	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	7																													
4D	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)(附則第4条該当)	7																													
50	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)																														
51	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	7																													
5A	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)(附則第4条該当)	7																													
52	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)																														
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)																														
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)																														
55	第1種電気工事士																														
56	第2種電気工事士 [3年]																														
58	電気主任技術者(第1種~第3種) [5年]																														
59	電気通信主任技術者 [5年]																														
65	給水装置工事主任技術者 [1年]																														
68	甲種消防設備士																														
69	乙種消防設備士																														

附則第4条のコード(数字+アルファベット)の資格は、平成33年3月31日まで解体工事業の技術者とみなす資格です。

別表(二) 有資格コード一覧(一般建設業) 2/2

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
71	建築大工		7																											
64	型枠施工		7	7																										
6B	型枠施工(附則第4条該当)		7	7																										7
72	左官		7																											
57	とび・とび工					7																								7
5B	とび・とび工(附則第4条該当)					7																								7
73	コンクリート圧送施工					7																								
7A	コンクリート圧送施工(附則第4条該当)					7																								7
66	ウェルポイント施工					7																								
6C	ウェルポイント施工(附則第4条該当)					7																								7
74	冷凍空調機器施工・空調設備配管									7																				
75	給排水衛生設備配管									7																				
76	配管(注1)・配管工									7																				
70	建築板金「ダクト板金作業」							7	7					7																
77	タイル張り・タイル張り工										7																			
78	築炉・築炉工・れんが積み										7																			
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						7				7																			
80	石工・石材施工・石積み						7																							
81	鉄工(注2)・製錬											7																		
82	鉄筋組立て・鉄筋施工(注3)												7																	
83	工場板金														7															
84	板金・建築板金・板金工(注4)								7							7														
85	板金・板金工・打出し板金															7														
86	かわらぶき・スレート施工								7																					
87	ガラス施工															7														
88	塗装・木工塗装・木工塗装工																7													
89	建築塗装・建築塗装工																7													
90	金属塗装・金属塗装工																7													
91	噴霧塗装																7													
67	路面標示施工																7													
92	畳製作・畳工																		7											
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																		7											
94	熱絶縁施工																					7								
95	建具製作・建具工・木工(注5)・カーテンウォール施工・サッシ施工																										7			
96	造園																										7			
97	防水施工																	7												
98	さく井																											7		
61	地すべり防止工事																													7
6A	地すべり防止工事(附則第4条該当)																													7
40	基礎くい工事																													
62	建築設備士																													
63	計装																													
60	解体工事																													7
99	その他(上記コードに該当するものを除く)		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
9A	その他(上記コードに該当するものを除く)(事務管理用)		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7

備考

- ・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号(実務経験証明書)が必要となります。
- (注1) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。)による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注2) 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものについては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- (注3) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- (注4) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものについては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- (注5) 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものについては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

附則第4条のコード(数字+アルファベット)の資格は、平成33年3月31日まで解体工事業の技術者とみなす資格です。

解体工事業追加に伴う有資格コード一覧 3

別表(二) 有資格コード一覧(特定建設業) 1/2

- 「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当(指定学科を卒業後、一定以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験)
- 「3」…法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者)
- 「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当(10年以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験)
- 「6」…法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者)
- 「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当(一般建設業の要件を満たす国家資格+2年以上の指導監督の実務経験)
- 「9」…法第15条第2号イ該当(国家資格取得者等)

コード		資格区分	建設業の種類																												
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	防	錆	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	画	井	具	水	清	溝	解
01		法第7条第2号 イ 該当		2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
0A		法第7条第2号 イ 該当(事務管理用)		2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
02		法第7条第2号 ロ 該当		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
0B		法第7条第2号 ロ 該当(事務管理用)		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
03		法第15条第2号 ハ 該当(同号イと同等以上)	3	3						3	3	3	3												3						
04		法第15条第2号 ハ 該当(同号ロと同等以上)		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
建設業法(技術検定)	11	1級建設機械施工技士		9			9							9																	
	1A	1級建設機械施工技士(附則第4条該当)		9			9							9																	
	12	2級建設機械施工技士(第1種~第6種)					8																								
	1B	2級建設機械施工技士(第1種~第6種)(附則第4条該当)					8																								
	13	1級土木施工管理技士		9			9	9			9	9	9	9			9										9		9		
	1C	1級土木施工管理技士(附則第4条該当)		9			9	9			9	9	9	9			9										9		9		
	14	2級土木施工管理技士	土木				8	8								8											8		8		
	1D		土木(附則第4条該当)				8	8								8											8		8		
	1E		鋼構造物塗装																	8											
	16		薬液注入																												
	15	2級土木施工管理技士	鋼構造物塗装																												
	16	2級土木施工管理技士	薬液注入																												
	1E	2級土木施工管理技士	薬液注入(附則第4条該当)					8																							8
	20	1級建築施工管理技士		9	9	9	9	9			9	9	9	9			9	9	9	9	9	9	9	9	9		9		9		
2A	1級建築施工管理技士(附則第4条該当)		9	9	9	9	9			9	9	9	9			9	9	9	9	9	9	9	9	9		9		9			
21	2級建築施工管理技士	建																												8	
22		躯体					8	8						8	8															8	
2B		躯体(附則第4条該当)					8	8						8	8															8	
23	2級建築施工管理技士	仕上げ					8	8					8	8																8	
27	1級電気工事施工管理技士									9																					
28	2級電気工事施工管理技士																														
29	1級管工事施工管理技士										9																				
30	2級管工事施工管理技士																														
33	1級造園施工管理技士																														
34	2級造園施工管理技士																														
建築士法	37	1級建築士		9	9			9			9	9								9											
	38	2級建築士			8			8												8											
	39	木造建築士			8																										
技術士法	41	建設・総合技術監理(建設)		9			9							9	9										9					9	
	4A	建設・総合技術監理(建設)(附則第4条該当)		9			9							9	9									9						9	
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)		9			9							9	9									9							
	4B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)(附則第4条該当)		9			9							9	9									9							
	43	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)		9			9																								
	4C	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)(附則第4条該当)		9			9																								
	44	電気電子・総合技術監理(電気電子)									9													9							
	45	機械・総合技術監理(機械)																						9							
	46	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体力学」又は「熱工学」)										9												9							
	47	上下水道・総合技術監理(上下水道)										9																	9		
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)										9																9			
	49	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)		9			9																	9							
	4D	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)(附則第4条該当)		9			9																	9							
	50	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)																									9				
	51	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)		9			9																				9				
5A	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)(附則第4条該当)		9			9																				9					
52	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)										9																				
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)										9																	9			
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)										9																	9	9		
電気工事士法	55	第1種電気工事士																													
	56	第2種電気工事士 [3年]																													
電気事業法	58	電気主任技術者(第1種~第3種) [5年]																													
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者 [5年]																													
水道法	65	給水装置工事主任技術者 [1年]																													
消防法	68	甲種消防設備士																												8	
	69	乙種消防設備士																												8	

附則第4条のコード(数字+アルファベット)の資格は、平成33年3月31日まで解体工事業の技術者とみなす資格です。

解体工事業追加に伴う有資格コード一覧 4

別表(二) 有資格コード一覧(特定建設業) 2/2

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
71	建築大工			8																										
64	型枠施工			8	8																									
6B	型枠施工(附則第4条該当)			8	8																								8	
72	左官			8																										
57	とび・とび工			8																										8
5B	とび・とび工(附則第4条該当)			8																										8
73	コンクリート圧送施工			8																										
7A	コンクリート圧送施工(附則第4条該当)			8																										8
66	ウェルポイント施工			8																										
6C	ウェルポイント施工(附則第4条該当)			8																										8
74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管																													
75	給排水衛生設備配管																													
76	配管(注1)・配管工																													
70	建築板金「ダクト板金作業」					8									8															
77	タイル張り・タイル張り工									8																				
78	築炉・築炉工・れんが積み									8																				
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					8				8																				
80	石工・石材施工・石積み					8																								
81	鉄工(注2)・製罐 <small>せいかん</small>																													
82	鉄筋組立て・鉄筋施工(注3)											8																		
83	工場板金														8															
84	板金・建築板金・板金工(注4)					8									8															
85	板金・板金工・打出し板金														8															
86	かわらぶき・スレート施工					8																								
87	ガラス施工															8														
88	塗装・木工塗装・木工塗装工															8														
89	建築塗装・建築塗装工															8														
90	金属塗装・金属塗装工															8														
91	噴霧塗装															8														
67	路面標示施工															8														
92	畳製作・畳工																			8										
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表紙・表具・表具工																			8										
94	熱絶縁施工																				8									
95	建具製作・建具工・木工(注5)・カーテンウォール施工・サッシ施工																									8				
96	造園																													
97	防水施工																			8										
98	さく井																									8				
61	地すべり防止工事 [1年]					8																				8				
6A	地すべり防止工事(附則第4条該当) [1年]					8																				8				8
40	基礎くい工事					8																								
62	建築設備士 [1年]																													
63	計装 [1年]																													
60	解体工事																													8
99	その他(上記に該当するものを除く)			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
9A	その他(上記に該当するものを除く)(事務管理用)			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8

備考

・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の他に様式第9号(実務経験証明書)が必要となります。

- (注1) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。)による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注2) 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものについては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- (注3) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- (注4) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものについては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- (注5) 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものについては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

Ⅱ 建設業法施行令の改正

1 目的

最近における社会経済情勢の変化に鑑み、特定建設業の許可を必要とする一件の建設工事についての下請代金の額等を引き上げる必要があるため

2 監理技術者の配置が必要となる下請契約請負代金の額の下限（元請工事に限る）

工事種別	これまでの一次下請契約請負代金合計額の下限		6月1日以降の一次下請契約請負代金合計額の下限
建築一式	4,500万円	⇒	6,000万円
建築一式を除く 28業種	3,000万円	⇒	4,000万円

3 施行体制台帳の作成が必要となる下請契約請負代金の額の下限（元請工事に限る）

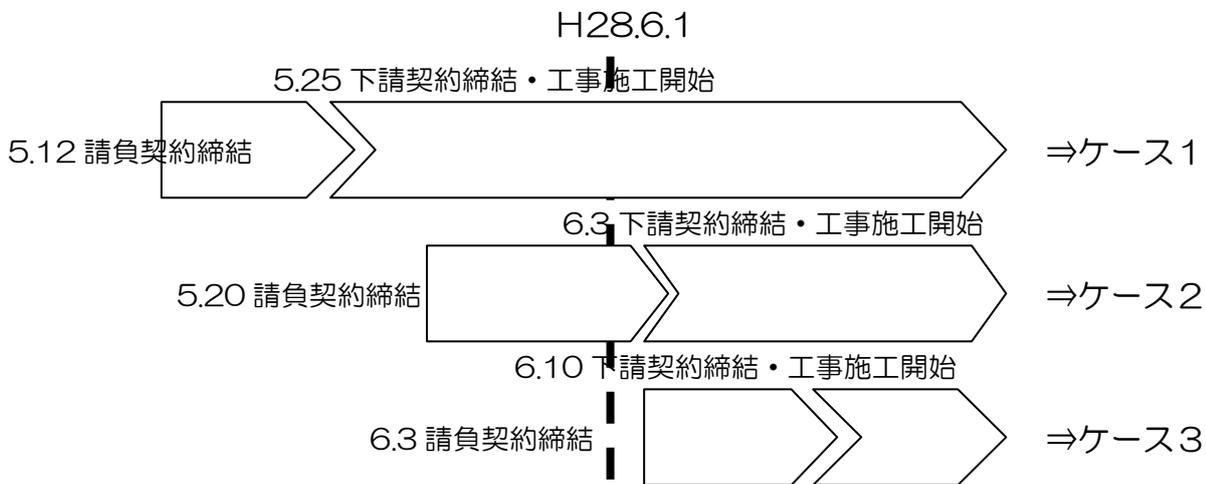
工事種別	これまでの下限		6月1日以降の下限
建築一式	4,500万円	⇒	6,000万円
建築一式を除く 28業種	3,000万円	⇒	4,000万円

4 主任技術者（監理技術者）を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の額（元請、下請工事のすべての工事を対象とする。）

工事種別	これまでの請負代金額		6月1日以降の請負代金額
建築一式	5,000万円	⇒	7,000万円
建築一式を除く 28業種	2,500万円	⇒	3,500万円

（参考）施行令改正に伴う配置技術者の取り扱い

（例として土木一式工事 3300 万円、うち下請合計金額 2600 万円の工事の場合）



この場合、工事に必要な許可及び配置技術者は次のとおりとなります

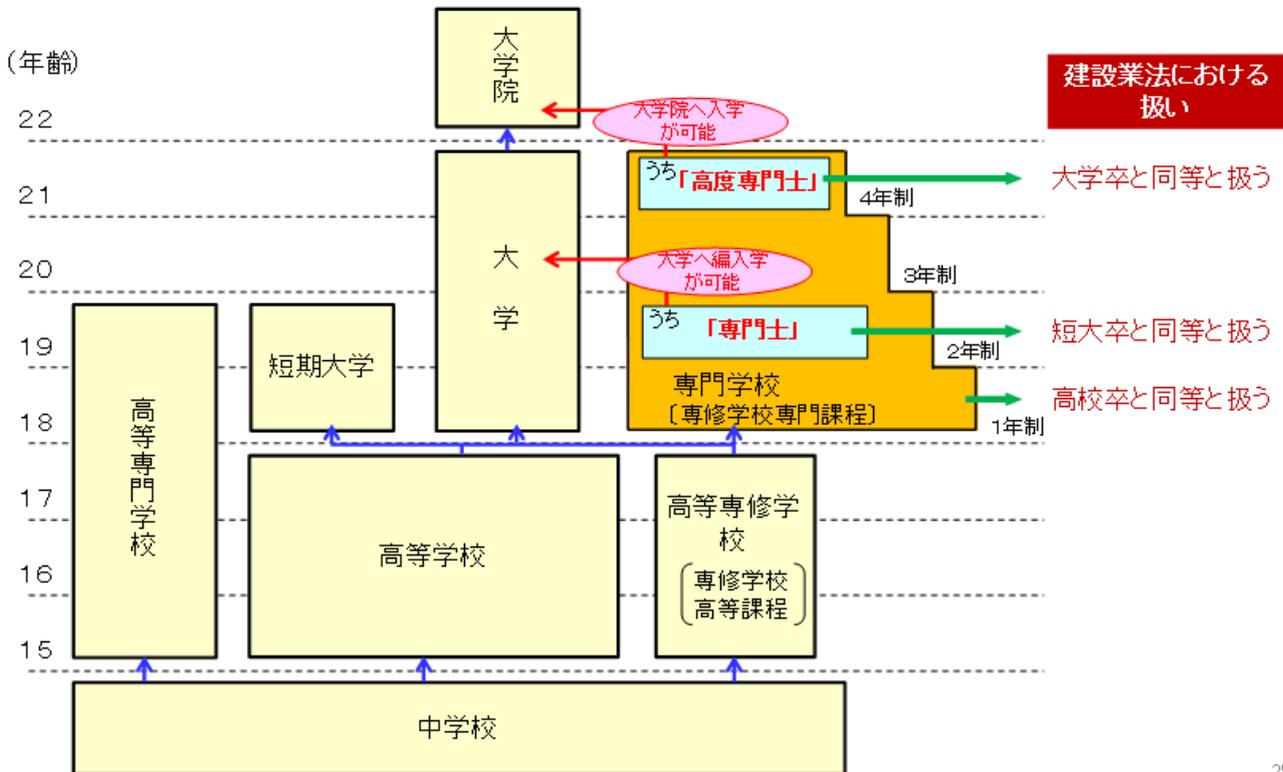
	契約に必要な許可	配置技術者
ケース1	特定建設業	～5.31：専任の監理技術者 6.1～：主任技術者
ケース2	特定建設業	主任技術者
ケース3	一般建設業	主任技術者

ただし、ケース1のような監理技術者から主任技術者へ交代について、国土交通省はパブリックコメントの中で次のとおり説明しているため、御留意願います。

現場技術者の途中交代については、監理技術者制度運用マニュアル（平成 16 年国総建第 315 号）等において、施工管理をつかさどっている監理技術者から主任技術者への工期途中での交代は慎重かつ最小限にすることとされております。このため、本改正の施行後、工期途中において現場配置技術者の途中交代を行うことについては、工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう対応することが必要であることに御留意ください。また、本改正の施行により工期途中で専任配置が不要となる工事についても、同様に、監理技術者等が行う工事の施工上の管理により適正な施工を確保する必要があることに御留意ください。

Ⅲ 専門学校の取扱い（主任技術者の資格要件、受験資格）について

学校教育法上での位置付けが明確であったことから、指定学科要件として認められることになりました。



25

種別	扱い	主任技術者の資格要件
高度専門士	大学卒同等	指定学科卒＋実務経験3年
専門士	短大卒同等	指定学科卒＋実務経験3年
専修学校専門課程（1年制）	高校卒同等	指定学科卒＋実務経験5年

建設業法施行規則別表（二）において、同要件に対応する資格コードがないため、資格コードはいずれの場合も「99その他」を使用する。